

使用前検査変更申請書

廃炉発官R5第172号
令和6年3月8日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智明

令和3年10月4日付け廃炉発官R3第97号をもって申請した使用前検査申請書の記載内容を変更したので、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則第19条第3項の規定により、次のとおり変更内容を説明する書類を提出します。

発電用原子炉施設の設置又は変更に係る事業所の名称及び所在地	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町及び双葉町
申請に係る発電用原子炉施設の概要	福島第一原子力発電所 使用済燃料乾式キャスク仮保管設備※ <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="text-align: center;">使用済燃料乾式キャスク</div> <div style="text-align: center;">6基</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center; margin: 5px 0;"> { <div style="text-align: center; margin: 0 10px;"> 輸送貯蔵兼用キャスクB (82～87号機) </div> <div style="text-align: center;">6基</div> } </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 5px;"> <div style="text-align: center;">乾式キャスク支持架台</div> <div style="text-align: center;">6基</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 5px;"> <div style="text-align: center;">コンクリートモジュール</div> <div style="text-align: center;">6基</div> </div> <p>※ 実施計画 II.2.13.2.1 主要仕様参照</p>
実施計画の認可年月日	平成25年8月14日 (実施計画の変更認可年月日：令和2年9月29日)
検査を受けようとする工程	構造、強度又は漏えいに係る試験をすることができる状態になった時
	設備の組立てが完了した時
	工事の計画に係る工事が完了した時
検査を受けようとする期日	自 <u>令和3年11月25日</u> 至 <u>令和7年5月16日</u>
検査を受けようとする場所	東京電力ホールディングス株式会社 福島第一原子力発電所 <div style="background-color: black; height: 20px; width: 100%;"></div>
申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期	<u>令和7年6月16日</u>

変更事由

- ・ 検査実績の反映のため、検査を受けようとする期日の検査開始日を変更する。
- ・ 燃料取り出し工程の見直しにより、検査を受けようとする期日の検査終了日及び申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期を変更する。

注) 下線は、変更箇所を示す。

工事の工程に関する説明書

項目	年月		令和3年(2021年)			令和4年(2022年)												令和5年(2023年)												令和6年(2024年)												令和7年(2025年)						
	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7											
使用済燃料 乾式キャスク 仮保管設備 設置工事	輸送貯蔵兼用 キャスクB (6基(82~ 87号機))				☆																																	△										
	乾式キャスク 支持平台 (6基)																																					☆										
	コンクリート モジュール (6基)																																					☆										

— : 工事期間 ☆ : 使用前検査 △ : 工事完了
注) 下線は、変更箇所を示す。

工事の工程における放射線管理に関する説明書

1. 放射線管理

(1) 検査に係る立ち入り制限

必要に応じ関係者以外の立入を制限する。

(2) 検査中の放射線管理

検査中は検査に係る者に対し、適切な指導及び助言を行う。

(3) 個人被ばく管理

線量は、電子式線量計を用いて測定する。

2. 検査場所の区域区分

 : 非管理区域
: 非管理区域

東京電力ホールディングス株式会社 福島第一原子力発電所

使用済燃料乾式キャスク仮保管設備 : 管理対象区域

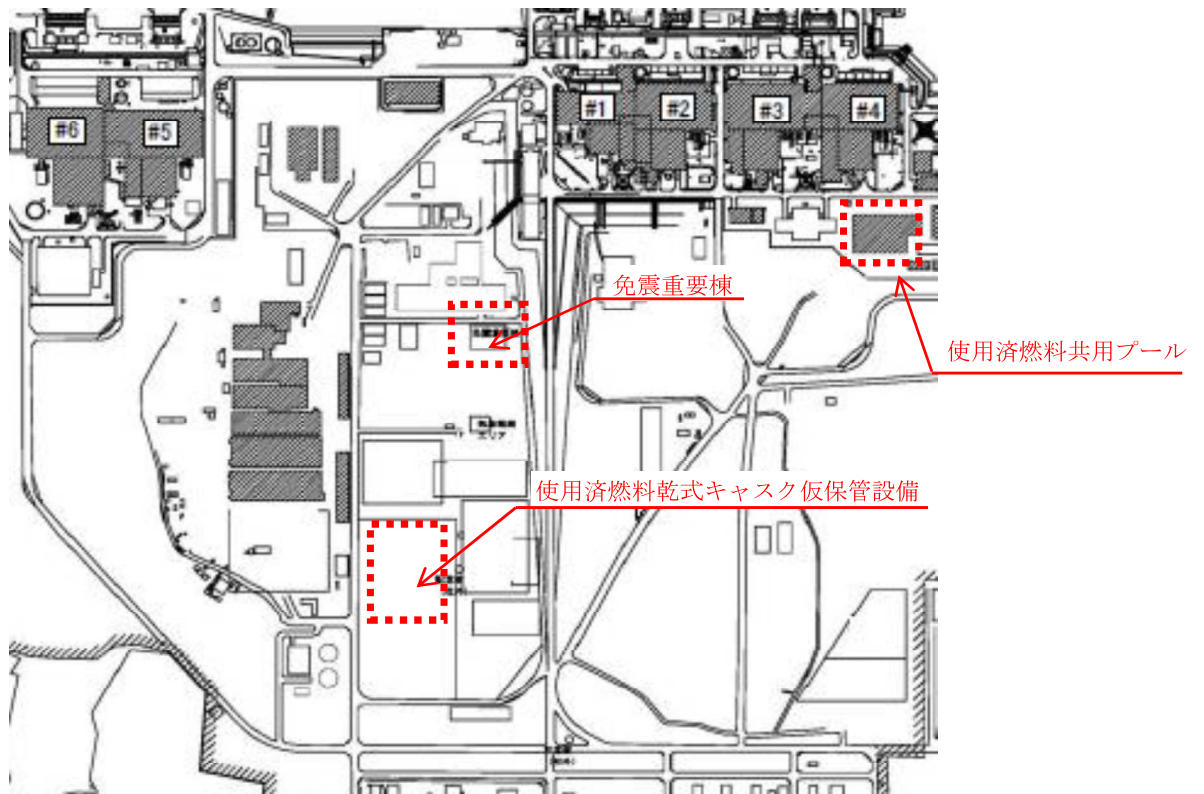
使用済燃料共用プール : 管理対象区域

免震重要棟 : 非管理区域

別添 : 検査場所図

以 上

検査場所図



福島第一原子力発電所

 : 検査場所